

特別免許状検定要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、専門的な知識経験又は技能を有する社会人を学校教育に登用することを目的とする特別免許状を授与する際の教育職員検定について、教育職員の免許状に関する規則（昭和30年宮城県教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第34条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(教育職員検定)

第2 宮城県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、特別免許状の授与を受けようとする者（以下「出願者」という。）から規則第17条の規定による特別免許状の授与に係る出願があったときは、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるところによる教育職員検定を行い、出願者に特別免許状を授与することが適当であるかどうかを判定するものとする。

(1) 学力及び実務に関する検定

出願者が教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第5条第3項第1号に該当すると認められることを要するものとし、次のイからハまでに掲げるいずれかの事項により判断するものとする。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「学教法」という。）第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における取得しようとする特別免許状の教科に関する授業に携わった経験（最低1学期間以上にわたるものに限る。）

(イ) 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設

(ロ) 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたもの

(ハ) 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの

- ・ アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（略称WASC）
- ・ アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（略称ACSI）
- ・ グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクー

ルズ（略称C I S）

- ・ スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局（略称I B O）

- ロ 公益を目的とする法人（社団法人，財団法人，特定非営利活動法人等），営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人，外国にある教育施設等における取得しようとする特別免許状の教科に関する専門分野に関する勤務経験等（3年以上のものに限る。）
- ハ 公的資格，各種競技会，展覧会等における受賞歴，出願者の著作物，作品等，イ又はロ以外の実務経験その他取得しようとする特別免許状の教科に関する事項

(2) 人物の検定

出願者が免許法第5条第3項第2号に該当すると認められることを要するものとし，次のイからハまでに掲げる書類により判断するものとする。

- イ 規則第17条第6号に規定する人物に関する証明書（現に勤務する学校等の所轄庁等（大学附置の国立学校（学教法第2条第2項に規定する国立学校をいう。）又は公立学校にあってはその大学の学長，大学附置の学校以外の公立学校にあってはその学校を所管する教育委員会，私立学校にあってはその学校を設置する学校法人の理事長，法人等にあってはその法人等の代表者をいう。ロにおいて同じ。）が証明するものに限る。）
- ロ 規則第17条第9号に規定する推薦書（同条第2号に規定する推薦書を含め2通以上とし，出願者が勤務予定校以外の日本の学校における実務経験や学校外の活動における児童生徒への学習活動の支援実績を有する場合は，当該学校の所轄庁等が作成するものを必ず含むものとする。）
- ハ 規則第17条第10号に規定する出願者本人が作成する出願理由書

(3) 身体の検定

教員としての職務遂行に支障のない健康状態であるとの医師の証明が得られることを要する。

- 2 前項各号に掲げる事項についての合格基準は，教育長が別に定める。

（推薦書の記載事項）

第3 出願者を任命又は雇用しようとする者（以下「任命者等」という。）は，規則第17条第2号に規定する推薦書に次の事項を記載しなければならない。

- (1) 出願者が免許法第5条第3項各号に該当すると認められる理由
- (2) 任命者等が出願者を任命又は雇用することが学校教育の効果的な実施に必要であると認める理由等として，次のイからホまでに掲げる事項
 - イ 出願者を任命又は雇用しようとする期間（原則として，6年以上の継続した期間にわたるものに限る。）

- ロ 出願者を配置することにより実現しようとする教育内容
- ハ 出願者に対して特別免許状を授与する必要性
- ニ 出願者を任命又は雇用した後に勤務校において行う研修の実施計画
- ホ 出願者が担当する教科に関する学習指導要領等の共通理解のための体制

(意見聴取)

第4 教育長は、第2の規定による教育職員検定において、出願者が合格基準を満たしていると判断したときは、当該出願者を教育職員検定に合格させることの妥当性について、免許法第5条第4項の規定により、学校教育に関し学識経験を有する者等（以下「学識経験者等」という。）の意見を聴くものとし、その方法は学識経験者等が出願者に対して行う面接によるものとする。ただし、出願者が特別免許状を現に有し、当該特別免許状に係る教科と同一の教科又は同等の教科として別表に定める教科についての特別免許状の授与を受けようとする場合における意見聴取の方法については、書面の確認によることができる。

(決定)

- 第5 宮城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、第4の規定により聴取した意見を踏まえ教育職員検定の可否を決定するものとし、合格の決定を行ったときは、出願者に特別免許状を授与するとともに、任命者等にその旨を書面により通知するものとする。
- 2 教育委員会は、教育職員検定について不合格の決定を行ったときは、任命者等にその旨を書面により通知するものとする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、特別免許状の授与に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月16日から施行する。

別表（第4関係）

有する免許状又は授与を受けようとする場合の免許状に係る教科の種類

有する免許状又は授与を受けようとする 小学校教諭特別免許状の教科の種類	有する免許状又は授与を受けようとする 中学校教諭特別免許状の教科の種類	有する免許状又は授与を受けようとする 高等学校教諭特別免許状の教科の種類
国語	国語	国語
社会	社会	地理歴史又は公民
算数	数学	数学
理科	理科	理科
音楽	音楽	音楽
図画工作	美術	美術
体育	保健体育	保健体育
	保健	保健
	技術	工業又は情報
家庭	家庭	家庭
外国語（英語その他外国語ごとに応ずるものとする。）	外国語（英語その他外国語ごとに応ずるものとする。）	外国語（英語その他外国語ごとに応ずるものとする。）
	宗教	宗教